

令和7年度デジタル化一貫支援体制整備事業（長野県デジタル化一貫支援サイト運営等）委託業務
公募型プロポーザル方式実施公示

公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和7年2月27日

公益財団法人長野県産業振興機構
理事長 山浦 愛幸

1 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度デジタル化一貫支援体制整備事業（長野県デジタル化一貫支援サイト運営等）（「本事業」という。）委託業務

(2) 業務の目的

令和6年12月に開設した長野県デジタル化一貫支援サイト（以下「NDP」という。）や関連するセミナーの運営等を通じて、デジタル技術に関心があるものの活用に踏み出せていない県内事業者等に対しデジタル技術や各種支援情報を提供し、県内事業者でのデジタル技術の活用による省力化や生産性の向上を図る。

(3) 業務内容

ア NDPの運営

県内事業者を対象とするデジタル化支援情報を集約・発信し、支援対象者が自身のデジタル化状況に応じた支援を調べ利用できる環境を整備するために、デジタルソリューションや導入事例、デジタル化支援施策を情報収集し、NDPに掲載する。

イ セミナーの企画運営

県内事業者向けにデジタル化の機運醸成やNDPの認知度向上を図ることを目的とし、公益財団法人長野県産業振興（以下、「機構」という。）と連携した上でセミナー（座学・実習等の形式は問わない）を企画運営する。

ウ 独自提案

本事業を効果的なものとするため、独自の取組を提案し、実施する。

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 業務の実施体制

- ・運営体制
- ・個人情報の取扱い
- ・事業計画（スケジュール）

イ 業務内容

- ・NDPの運営（支援情報の掲載、相談窓口の設置等）

- ・セミナーの企画運営
- ・独自提案の取組

(6) 業務の実施場所

県内全域

(7) 履行期間 契約日から令和8年3月31日まで

(6) 費用の上限額 21,000,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った企画提案書の提出から契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び長野県財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 長野県において、物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県において、長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては長野県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては長野県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 法人格を有する企業、団体であること。
- (8) 機構等で行う打ち合わせ（オンライン含む）に参加できる者であること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第1号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第1号の附表1及び附表2による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

同種又は類似の実績については、概要が分かる資料のほか、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 提出先・問い合わせ先

〒380-0928 長野県長野市若里1丁目18-1

長野県工業技術総合センター3F

公益財団法人長野県産業振興機構 新産業創出支援本部 ITバレー推進部

担当 小林、高橋

電話 026-217-1635 メール it-valley@nice-o.or.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和7年3月7日(金)(土曜日、日曜日及び休日^{*}は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。但し最終日は正午まで。)

※長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。

- ② 提出先 3(4)に同じ。

- ③ 提出方法 持参又は郵送又は電子メール添付(PDF形式)とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに機構に到達したものに限り、電子メールによる場合は、提出期限までに提出先のアドレスで受信できたものに限り、郵送又は電子メールで提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(5)①)の3日前までに、電子メールにより通知します。

- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により機構常務理事に対して非該当理由について説明を求めることができます。

- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。

- ④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期限、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(4)に同じ。

- (2) 受付期限 令和7年3月19日(水)(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。ただし最終日は正午まで。)

- (3) 受付方法 業務等質問書(様式第2号)を電子メール等により提出するものとします。

- (4) 回答方法 令和7年3月21日(金)までに参加申込者全員に対し、原則として電子メールにより回答します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第3号による。

(2) 企画書の作成様式

様式第3号の附表1による。

ただし必要項目が網羅されていれば附表1は独自の様式でも結構です。

ア 審査員が容易に理解できるよう、図表やイラストを用いるなど工夫すること。A4版を基本とし、グラフや表等は必要に応じA3版にして織り込むなど、見やすいよう適宜工夫すること。

イ 経費見積書（任意様式）に社印等の押印は必要ありません。

内訳、税額、合計について可能な限り詳細に記載すること。

(3) 会社概要又は会社概要パンフレット（企業の場合のみ：写し可）

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期限、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3（4）に同じ。

② 受付期限 令和7年3月19日（水）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。受付時間は午前9時から午後5時まで。）

③ 受付方法 業務等質問書（様式第2号）を電子メール等により提出するものとします。

④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対しては電子メール等により回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和7年3月24日（月）（土曜日、日曜日及び休日を除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。ただし最終日は正午まで。）

② 提出先 3（4）に同じ。

③ 提出方法 持参又は郵送とします。また、同時に電子メール（PDF形式）でも提出をしてください。ただし、郵送の場合は提出期限までに機構に到達したものに限りです。郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

④ 提出部数 5部（正本1部、コピー4部）

(6) 企画提案の選定基準

| 審査項目 | 審査内容（要求内容） | 配点 |
|-------------|---|----|
| 1 NDPの運営 | ・サイトに掲載する情報（デジタル機器、導入事例等）について業種、業務毎に適切な掲載情報となるよう見据えているか ・相談対応については各支援機関と連携するように質の高さが見込めるか ・掲載する情報について普及啓発が適切な方法で実施できるか。 | 30 |
| 2 セミナーの企画運営 | ・テーマが適切であり、多くの参加者を見込めるか ・デジタル化の機運醸成や長野県デジタル化一貫支援サイトの認知向上について効果が見込めるか | 30 |

| | | | |
|---|--------|--|-----|
| 3 | 業務実施体制 | ・事業の実施・進行管理を適切に行うことができる体制であるか ・委託事業を適切に実施できる、ノウハウ、実績等が十分か | 20 |
| 4 | 経費の妥当性 | ・提案内容に対して、適切な経費が見積もられているか | 10 |
| 5 | 独自提案内容 | ・本業務の目的を踏まえた上で、さらに向上させるための独自の案を示しているか | 10 |
| | 合計 | | 100 |

(7) 企画提案の選定の方法

① 選定方法

機構内に設置する審査委員会において、応募者自ら企画提案書の内容や経費等についてプレゼンテーションを行った後、審査委員会に置いてその内容等を審査し、提案内容の優れた順で順位をつけます。

(ア) 企画提案に基づくプレゼンテーションの配点の合計点が最高点となった者を選定します。

(イ) (ア)において最高点となった者の配点の合計点が60点未満の場合は選定しません。

② 審査日時及び場所

日時：令和7年3月26日（水）午後

場所：オンライン会議システム（Zoomを予定）（※時間は各参加者に個別に連絡します。）

提出した資料に基づき説明すること

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により通知します。

② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により通知します。

③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案審査委員会審査書を機構ホームページに掲載するとともに、機構において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

① (8)②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により機構常務理事に対して非該当理由について説明を求めることができます。

② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

① 提案書は複数提出することはできません。

② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

③ 提出された企画提案書は、返却しません。

④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説

明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添委託契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積業者選定通知書の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで。）に、見積書により機構常務理事に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、機構ホームページに掲載するとともに、機構において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

| |
|---|
| 〒380-0928 長野県長野市若里1丁目18-1 長野県工業技術総合センター3F 公益財団法人長野県産業振興機構 新産業創出支援本部 ITバレー推進部 担当 小林、高橋 電話 026-217-1635 メール it-valley@nice-o.or.jp |
|---|

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と機構との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。
- (5) 本件は、契約に係る予算が長野県議会及び機構理事会で承認され、長野県と機構の委託契約が発生し、当該予算の執行が可能となったときに、その効力が生じます。